

令和5年度

岩美町財政・経営健全化審査意見書

一般会計

特別会計

企業会計

岩美町監査委員

監第202420006号

令和6年9月2日

岩美町長 長 戸 清 様

岩美町監査委員 寺 谷 信一郎

(公印省略)

岩美町監査委員 川 口 耕 司

(公印省略)

令和5年度岩美町財政の健全化に関する審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、令和5年度健全化判断比率の状況を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

第1 審査の対象

- 1 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する指標の調書
(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)

第2 審査の概要

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査した。

第3 審査の結果

1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準	備考
① 実質赤字比率	- %	15.00%	20.00%	
② 連結実質赤字比率	- %	20.00%	30.00%	
③ 実質公債費比率	9.0%	25.00%	35.00%	
④ 将来負担比率	- %	350.00%		

2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は△3.05%と黒字になっているため、比率は標記されない。早期健全化基準は15.00%以上であり、良好な状態であると認めた。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は△37.16%と黒字となっているため、実質赤字比率と同様に比率は標記されない。早期健全化基準は20.00%以上であり、良好な状態であると認めた。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は9.0%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較すると、これを下回っており、良好な状態であると認めた。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は△12.52%と黒字になっているため、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に比率は標記されない。早期健全化基準は350.00%以上であり、良好な状態であると認めた。

監第202420006号

令和6年9月2日

岩美町長 長 戸 清 様

岩美町監査委員 寺 谷 信一郎
(公印省略)

岩美町監査委員 川 口 耕 司
(公印省略)

令和5年度岩美町公営企業の経営の健全化に関する 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度公営企業会計に係る資金不足比率の状況を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

第1 審査の対象

- 1 令和5年度公営企業の経営の健全化に関する指標の調査
(公営企業会計に係る資金不足比率)

第2 審査の概要

公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査した。

第3 審査の結果

1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

会計名	公営企業会計 資金不足比率 (令和5年度)	経営健全化基準	備考
① 水道事業会計	- %	20.00%	
② 病院事業会計	- %	20.00%	
③ 公共下水道事業特別会計	- %	20.00%	
④ 集落排水処理事業特別会計	- %	20.00%	

2) 個別意見

① 水道事業会計について

令和5年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は3億2,458万5千円となっており、資金不足は生じていないため、比率は標記されない。

したがって、経営健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回っている

② 病院事業会計について

令和5年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は9億6,731万2千円となっており、資金不足は生じていないため、比率は標記されない。

したがって、経営健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回っている。

③ 公共下水道事業特別会計について

例年は収支均衡であるが、令和6年4月1日からの地方公営企業法適用に伴い、当会計が打ち切り決算となるため、打ち切り時点での未払金等は、令和5年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額に含まれ、剰余金として1億7,446万8千円算出され、資金不足は生じていないので、比率は標記されない。

したがって、経営健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回っている。

④ 集落排水処理事業特別会計について

例年は収支均衡であるが、令和6年4月1日からの地方公営企業法適用に伴い、当会計が打ち切り決算となるため、打ち切り時点での未払金等は、令和5年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額に含まれ、剰余金として2,494万6千円算出され、資金不足は生じていないので、比率は標記されない。

したがって、経営健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回っている。